



乳幼児突然死症候群（SIDS）から赤ちゃんを守りましょう！

乳幼児突然死症候群とは、それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく睡眠中に突然死亡する原因不明の病気です。令和元年には、78名の赤ちゃんがSIDSで亡くなっています。

12月以降の冬期に発生する傾向が高く、生後2～6か月に多いと言われています。

次の3つを守ることを心がけることで、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

① 1歳まではあお向けで寝る

医学上の理由でうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、赤ちゃんをあお向けに寝かせましょう。

② たばこは吸わない

たばこはSIDS発生の大きな危険因子です！
赤ちゃんの身近にいる人はたばこをやめましょう。



③ 母乳が出る場合はできるだけ母乳で育てる

母乳がでない、母親の服薬や仕事の都合などの理由で母乳で育てられない場合は無理をしないようにしましょう。

【問合せ先】 保健センター福祉課 保健師 ☎75-4101



11月は「児童虐待防止推進月間」です

児童虐待とは、保護者が子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与えることです。次のような状況は、子どもからのSOSの場合があります。

- ・不潔で、においがする
- ・身体に不自然な外傷、あざ、やけどなどがある
- ・表情が乏しい、笑わない
- ・病気ではないのに極端にやせている
- ・他人に身体を触られることを極端に怖がる
- ・不自然な時間に外にいることが多い

虐待をする保護者も、子育てに悩んでいる、相談する人がいない、どのように子どもに関わればよいか分からないなどの状況にあり、支援が必要です。自分自身が虐待してしまいそうなき、虐待を受けているかもしれない子どもを発見したときは、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」、もしくは下記まで相談ください。

児童虐待の例

- ・身体的虐待…子どもの身体に暴行などで外傷を与えること。
- ・性的虐待…子どもにわいせつな行為をすること・させること。
- ・ネグレクト…保護者が子どもの世話をせずに長時間放置したり、適切な世話をしないこと。
- ・心理的虐待…子どもの心を傷つけるような暴言を言ったり、無視すること。
家族への暴力や暴言を子どもに見聞きさせること。



これも虐待です！

- ・車の中に子どもを放置する
- ・子どもたちだけの長時間の留守番
- ・食事を抜く
- ・病気になっても病院に連れて行かない
- ・しつけとして子どもを叩く、怒鳴る

【問合せ先】 福祉事務所 ☎75-4101